上場会社名 株式会社ダイサン 代表者名 代表取締役社長 三浦基和 (コード番号 4750 大証第2部) 問合せ先 取締役管理本部本部長 住川章雄 (TEL:06-6243-6341)

権原簿および株券喪失登録簿に関す

る事務は、これを<u>株主名簿管理人に委託し</u>、当会社においては取り扱わな

l 1。

(訂正)「定款一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 18 年 6 月 8 日開催に発表いたしました「定款一部変更に関するお知らせ」において、定款変更案に誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。

記

訂正箇所および内容

訂正を必要とする条文のみ抜粋し、網掛けで表記しております。

権原簿および株券喪失登録簿に関す

る事務は、これを<u>株主名簿管理人に委</u>

<u>託し、当会社においては</u>これを取り扱

わない。

訂止を必要とする条文のみ抜粋し、網掛けで表記しております。 				
	訂正前の変更案		訂正後の変更案	
	第1章 総則		第1章 総則	
(公告方法)		(公告方法)		
第 <u>5</u> 条	当会社の公告 <u>方法</u> は、 <u>電子公告とす</u>	第 <u>5</u> 条	当会社の公告 <u>方法</u> は、 <u>電子公告とす</u>	
	<u>る。ただし、事故その他やむを得ない</u>		<u>る。ただし、事故その他やむを得ない</u>	
	<u>事由によって電子公告による公告を</u>		事由によって電子公告による公告を	
	<u>することができない場合は、日本経済</u>		<u>することが出来</u> ない場合は、日本経済	
	<u>新聞に掲載して行う。</u>		<u>新聞に掲載して行う。</u>	
	第2章 株式		第2章 株式	
(<u>株主名簿管理人</u>)		(<u>株主名簿管理人</u>)		
第 <u>11</u> 条	当会社は、 <u>株主名簿管理人</u> を置く。	第 <u>11</u> 条	当会社は、 <u>株主名簿管理人</u> を置く。	
2	<u>.株主名簿管理人</u> および事務取扱場所は	2	. 株主名簿管理人およびその事務取扱	
	<u>、</u> 取締役会の決議によって <u>定め、これ</u>		場所は <u>、</u> 取締役会の決議によって <u>定</u>	
	<u>を公告する。</u>		<u>め、これを公告する。</u>	
3	. 当会社の株主名簿 (実質株主名簿を	3	. 当会社の株主名簿(実質株主名簿を	
	含む。以下同じ。) <u>、新株予約権原簿</u>		含む。以下同じ。) <u>、新株予約権原簿</u>	
	および株券喪失登録簿 <u>の作成ならび</u>		および株券喪失登録簿 <u>の作成ならび</u>	
	に備置きその他の株主名簿、新株予約		に備置きその他の株主名簿、新株予約	

訂正前の変更案	訂正後の変更案	
第6章 計算	第6章 計算	
(剰余金の配当の基準日)	(<u>剰余金の配当の基準日</u>)	
第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年4	第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年4	
月20日とする。	月20日とする。	
2 . 当会社の中間配当の基準日は、毎年10	2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の	
月20日とする。	配当をすることができる。	
(削 除)	(中間配当)	
	第43条 当会社は、取締役会の決議によって、	
	毎年10月20日を基準日として中間配	
	当をすることができる。	
(配当金の除斥期間)	(配当金の除斥期間)	
第43条 配当財産が金銭である場合は、その支	第44条 配当財産が金銭である場合は、その支	
払開始の日から満3年を経過しても	払開始の日から満3年を経過しても	
なお受領されないときは、当会社はそ	なお受領されないときは、当会社はそ	
<u>の支</u> 払義務を免れる。	<u>の</u> 支払義務を免れる。	
_	_	